

**化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る  
総量削減計画【素案】（千葉県）の概要**

東京湾は人口・産業の集中により生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する閉鎖性海域であり、濃度規制のみでは水質環境基準の達成が困難な水域である。

このため、昭和53年に水質汚濁防止法が改正され、排出水の濃度規制のみでなく、東京湾に流入する汚濁負荷量（生活・産業排水等に含まれる汚濁物質質量）の総量を削減する制度が導入され、これまで5年ごと8次に渡って計画を策定・実施してきた。

このたび、環境省が第9次の総量削減基本方針を示したことから、これに基づき千葉県の第9次総量削減計画を策定する。

**1 削減の目標**

**(1) 目標年度**

令和6年度

**(2) 対象地域**

東京湾流域の21市町（別図）

**(3) 削減目標量（※）**

（トン／日）

		令和6年度削減目標		令和元年度実績		
COD	28	生活排水	16	30	生活排水	18
		産業排水	9		産業排水	9
		その他	3		その他	3
窒素	29	生活排水	16	31	生活排水	17
		産業排水	6		産業排水	7
		その他	7		その他	7
りん	1.8	生活排水	1.2	1.9	生活排水	1.3
		産業排水	0.3		産業排水	0.3
		その他	0.3		その他	0.3

※1日当たりに対象地域において公共用水域に排出される水の汚濁負荷量

**2 削減目標量の達成のための方途**

東京湾については、窒素及びりんは環境基準の達成状況を維持しながら、生物多様性・生物生産性の視点においても望ましい水質を目指しつつ、貧酸素水塊の発生抑制等の観点から水環境改善を図る。

**(1) 生活系排水対策**

下水道の整備、単独浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進等により、生活排水対策を推進する。

(2) 産業系排水対策

総量規制基準の遵守・徹底、その他特定事業場及び小規模事業場に対する指導等により、産業系排水対策を推進する。

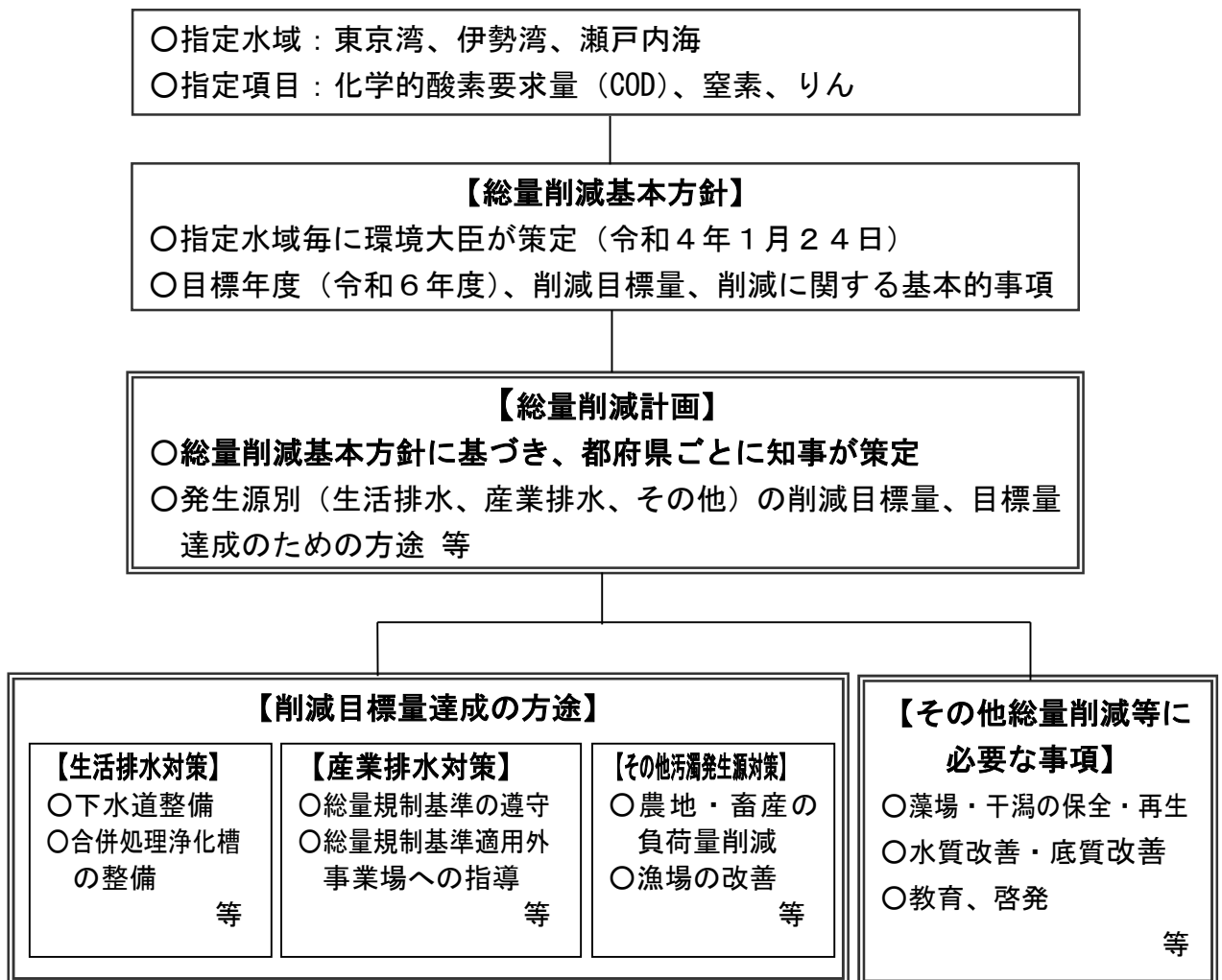
(3) その他の汚濁発生源に係る対策

農地に由来する汚濁負荷量の削減、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減、養殖漁場の改善等により、さまざまな汚濁発生源に係る対策を講じる。

3 その他の汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

- ・藻場・干潟・浅場の保全及び再生
- ・貧酸素水塊の原因解明及び対策推進
- ・水質改善・底質改善の推進
- ・教育、啓発
- ・行政機関・NPO等の連携推進 等

4 総量削減制度の概略図



### 千葉県における対象地域

